



岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 28 年 11 月 2 日

岡山県市町村総合事務組合管理者 山崎 親男



岡山県市町村総合事務組合条例第 8 号

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部を改正する条例

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（平成 17 年岡山県市町村総合事務組合条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 5 項中「、その者が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第 2 号中「第 37 条の 4 第 3 項前段」を「第 37 条の 4 第 3 項」に改め、同条第 6 項中「、その者が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第 11 項中「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第 20 条第 15 項中「規定は、」の次に「第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これら」を「第 7 項又は第 8 項」に改める。

第 171 条第 2 項第 1 号ア中「1,000 分の 158」を「1,000 分の 138」に改める。

第 176 条の次に次の 1 条を加える。

（退職手当の支給事務に係る加入負担金）

第 176 条の 2 地方公共団体が新たに規約第 3 条第 1 号に規定する退職手当に関する事務の共同処理をしようとする場合においては、組合議会の議決を得て定める額を加入負担金として納付するものとする。

- 2 加入負担金の納付は、当該地方公共団体の長の申請により、分割納付することができるものとする。
- 3 前項の分割納付の方法は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 20 条の改正規定は、平成 29 年 1 月 1 日から、第 171 条第 2 項第 1 号アの改正規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 退職職員（退職した岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 2 条第 2 項に規定する職員（第 3 条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であつて、退職職員が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法

律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下「新条例」という。）第 20 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 11 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、0））」とする。

- 3 新条例第 20 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下この項及び第 5 項において「旧条例」という。）第 20 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第 20 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第 20 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 4 新条例第 20 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 20 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第 20 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第 20 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 20 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 6 新条例第 171 条第 2 項第 1 号アに掲げる給付費負担金は、新条例第 171 条の規定にかかわらず、平成 29 年度については、一般職の職員の給料月額の総額に 1,000 分の 148 を乗じて得た額とする。

岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(失業者の退職手当)	(失業者の退職手当)
第 20 条 略	第 20 条 略
2～4 略	2～4 略
5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と_____	5 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と</u> みなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する <u>高年齢被保険者</u> に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法 <u>第 37 条の 4 第 3 項</u> の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額	(2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この条において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法 <u>第 37 条の 4 第 3 項前段</u> の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 8 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と_____	6 勤続期間 6 月以上で退職した職員（第 8 項の規定に該当する者を除く。）であって、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者と、 <u>その者が退職の際勤務していた当該組合市町村の事務を同法第 5 条第 1 項に規定する適用事業と</u> みなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する <u>高年齢被保険者</u> に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場

<p>合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>7～10 略</p>	<p>7～10 略</p>
<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、<u>移転費又は求職活動支援費</u>の支給の条件に従い支給する。</p>	<p>11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、<u>移転費又は広域求職活動費</u>の支給の条件に従い支給する。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p>(6) <u>求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額</u></p>	<p>(6) <u>公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする者 雇用保険法第59条第2項に規定する広域求職活動費の額に相当する金額</u></p>
<p>12～14 略</p>	<p>12～14 略</p>
<p>15 第11項の規定は、<u>第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。</u>この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>	<p>15 第11項の規定は、<u>第7項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（これら</u>の規定による退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して6箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第11項中「次の各号」とあるのは「第4号から第6号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。</p>
<p>16・17 略</p>	<p>16・17 略</p>
<p>(退職手当に関する事務に係る負担金)</p>	<p>(退職手当に関する事務に係る負担金)</p>
<p>第171条 略</p>	<p>第171条 略</p>
<p>2 給付費負担金及び事務費負担金は次のとおりとする。ただし、第11条第7項に規定する通算職員は</p>	<p>2 給付費負担金及び事務費負担金は次のとおりとする。ただし、第11条第7項に規定する通算職員は</p>

<p>除く。</p> <p>(1) 納付費負担金</p> <p>ア 一般職の職員 納料月額の総額に<u>1,000分の138</u>を乗じて得た額 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p><u>(退職手当の支給事務に係る加入負担金)</u></p> <p><u>第176条の2 地方公共団体が新たに規約第3条第1号に規定する退職手当に関する事務の共同処理をしようとする場合においては、組合議会の議決を得て定める額を加入負担金として納付するものとする。</u></p> <p>2 <u>加入負担金の納付は、当該地方公共団体の長の申請により、分割納付することができるものとする。</u></p> <p>3 <u>前項の分割納付の方法は、管理者が別に定める。</u></p>	<p>除く。</p> <p>(1) 納付費負担金</p> <p>ア 一般職の職員 納料月額の総額に<u>1,000分の158</u>を乗じて得た額 イ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>3～6 略</p> <p>(新設)</p>
---	---